

事業を行っている方で、佐賀市内に償却資産をお持ちの方

# 1月は 固定資産税の (償却資産) の 申告月です

佐賀市内で事業をされていますか？

はい

いいえ

償却資産申告は不要です

令和6年度の償却資産申告について、どの案内が届きましたか？



令和6年1月31日(水)  
までに償却資産申告書の  
提出をお願いします

令和5年中に資産の増加や  
減少、事業の廃止、住所や  
氏名の変更はありますか？

はい

償却資産申告書をお送り  
しますので、佐賀市役所  
資産税課までご連絡を  
お願いします

いいえ

償却資産申告は不要です



申告期限

令和6年

1/31

(水)

～事業用の償却資産は、地方税法第383条の規定により申告が必要です～

## 償却資産とは？

土地、家屋以外の構築物・機械・工具・備品等の固定資産を償却資産といいます。  
固定資産税は、土地、家屋、償却資産の三つを評価して税額を算出します。

【お問い合わせ・提出先】

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号  
佐賀市役所 資産税課 償却資産担当

TEL 0952-40-7073 (直通)